



おのまち 子育て応援ハンドブック



(令和7年度版)

子育て応援ハンドブック

もくじ

町では、子どもの健康、福祉、教育の向上と子育てしやすい環境づくりを推進するため、さまざまな施策に取り組んでいます。

このハンドブックは、安心して子育てが出来るよう、子育てに関する情報を一冊にまとめたものです。ぜひご活用ください。

● こどもに関する主な相談先について (P4 ~ P5)

● 子育て応援カレンダー (P6 ~ P7)

● 妊娠したら (P8 ~ P9)

● 出産したら (P10 ~ P13)

● 子どもの健診、保健事業 (P14)

● 予防接種 (P15 ~ P17)

● 子どもの具合が悪い時 (P18 ~ P19)

● こども園・保育園・一時預かり (P20)

● 小学校入学に向けて (P21)

● 小学生になったら (P22～P23)

● ひとり親家庭のために (P24～P25)

● 障がいのある子どものために (P26～P27)

● 子どもの虐待を未然に防ぎましょう (P28～P29)

● 町内遊び場紹介 (P30～P31)

● 小野町マップ (町全体) (P32～P33)

● 小野町マップ (まちなか拡大図) (P34～P35)

小野町の『子育て応援アプリ **おののび** by母子モ』を
活用ください!!

妊娠から出産の記録が気軽にできたり、町の子育て情報を簡単に
確認できたりと便利な機能がたくさん!

登録したお子さまの情報に合った最新の情報を町から配信します。



子育て情報

♡児童手当 ♡子ども医療費助成
♡地域子育て支援拠点事業 (あそびの教室) ♡一時預かり
♡保育園 ♡休日当番医 ♡ごみ・リサイクル
♡小野町暮らしのガイドブック

成長記録

♡予防接種管理 ♡身体発育曲線
♡乳幼児健診 ♡できたよ記念日

問合せ

小野町役場 子育て支援課 ☎0247-72-2212



【ダウンロードはこちら】

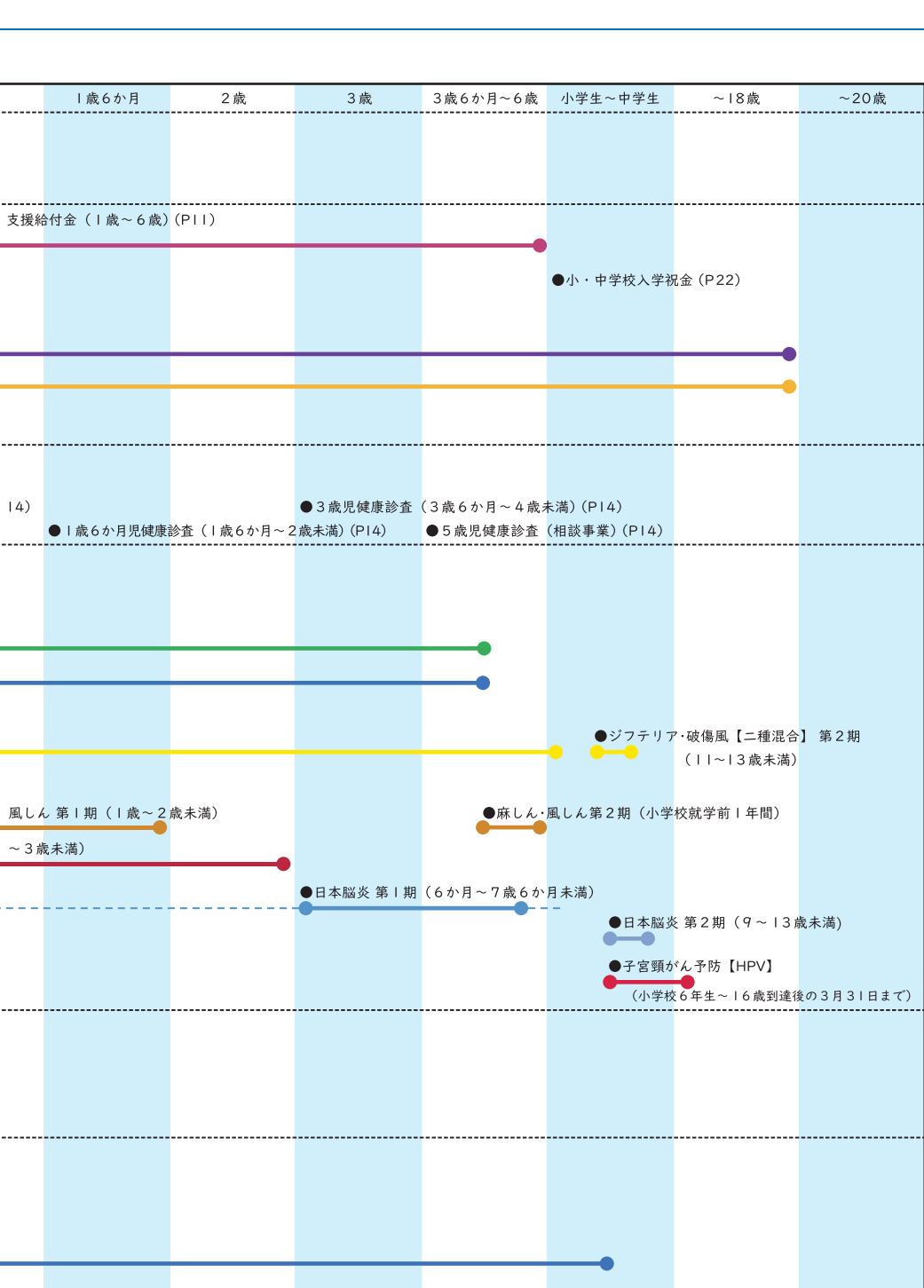
こどもに関する主な相談先について

名称・場所	対象 (誰の問題を 相談するのか)				相談受付 ジャンル				時 間
	乳 児	小 学 生	中 学 生 以 降	大 人	教 育・ いじ め・ 非 行	障 が い	児 童 虐 待	D V そ 他	
子どもSOSダイヤル		●	●		●				24時間
こどもの人権110番		●	●	●	●		●	●	月～金曜日 8:30～17:15
児童相談所全国共通ダイヤル	●	●	●				●		24時間
福島県県中児童相談所 児童相談	●	●	●		●	●	●		月～金曜日（祝休日・年末年始を除く） 8:30～17:15
こころの健康相談ダイヤル	●	●	●	●				●	月～金曜日（祝休日・年末年始を除く） 9:00～17:00、18:30～22:30 受付は22:00まで
福島県精神保健福祉センター こころの相談	●	●	●	●				●	月～金曜日（祝休日・年末年始を除く） 8:30～17:15
福島県県中保健福祉事務所									
女性のミカタ健康サポート コール			●	●				● ●	月～金曜日（祝休日・年末年始を除く） 9:00～17:00
DV相談			●	●				● ●	月～金曜日（祝休日・年末年始を除く） 8:30～17:15
福島県 女性のための相談支援センター			●	●				● ●	祝日・年末年始を除く 9:00～21:00
福島県男女共生センター									
一般相談	●	●	●	●				● ●	火・木～日曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 水曜日 13:00～17:00 18:00～20:00
男性相談員による相談	●	●	●	●				● ●	火曜日 17:00～20:00 ※電話相談のみ
法律相談	●	●	●	●				● ●	第3水曜日 13:30～15:30 ※要予約 ※面接相談のみ
女性による 女性のためのカウンセリング	●	●	●	●				● ●	第1金曜日 10:00～11:00 第3金曜日 13:30～14:30 ※要予約 ※面接相談のみ
福島県県中保健福祉事務所 ひとり親家庭相談			●	●				●	月～金曜日（祝休日・年末年始を除く） 8:30～17:00

相談先の 電話番号	主 な 内 容
0120-0-78310	いじめの問題に悩む子どもや保護者がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めた24時間の電話を設置しています。
0120-007-110	いじめ、学校や家族、宗教、その他の相談に対応します。
189	自動的にお住まいの地域の児童相談所につながります。 ※一部IP電話からはつながりません。
024-935-0611	18歳未満の子どもの養育、しつけ、発達の遅れ、非行、虐待等、あらゆる問題について相談に応じます。
0570-064-556	こころの健康に関する不安や悩みなどの相談をお受けしています。
024-535-3556	こころの健康に関する不安や悩みなどの相談をお受けしています。
0248-75-7822	予期しない妊娠や女性のからだに関する相談について、保健師が対応します。
0248-75-7809	配偶者からの暴力（DV）について、婦人相談員が相談に応じます。
024-522-1010	配偶者からの暴力（DV）について、婦人相談員が相談に応じます。
0243-23-8320	家族・夫婦・友人のこと、学校・職場・地域での悩み、女性・男性・LGBTの生きづらさについて、配偶者・恋人からの暴力（DV）の相談を男女共生相談員がお受けします。 家族・夫婦・友人のこと、学校・職場・地域での悩み、女性・男性・LGBTの生きづらさについて、配偶者・恋人からの暴力（DV）の相談を男性相談員がお受けします。 DV、離婚など夫婦、男女間に関わる問題、親権、相続、金銭問題など法律に関わる問題について弁護士が相談をお受けします。 傷ついた経験があって自分らしく生きられない、ショックな出来事を思い出して落ち込んでしまうなど、生きにくさを感じている女性のため、女性の臨床心理士がカウンセリングを行います。
0248-75-7809	ひとり親家庭の就職、転職、お子さんの進学に関する資金の貸付など生活の様々な相談をお受けします。

子育て応援カレンダー

	妊娠	0か月～	1～2か月	3～4か月	5～6か月	7～11か月	1歳
届出	●妊娠届 (P8) ●母子(親子)健康手帳の交付 (P8)	●出生届 (生まれた日を含めて14日以内) (P10)					
手当 助成金	●不妊治療費助成 (P9) ●すこやか出産妊産婦医療費助成 (P8) ●妊産婦にやさしい移動支援 (P8)	●笑顔とがんばり子育て応援金 (P11) ●児童手当 (0歳～高校生年代まで) (P10) ●子ども医療費助成事業 (0歳～18歳到達後最初の3月31日まで) (P10) ●未熟児養育医療給付 (0歳～1歳未満) (P11)					●育児世帯
健診	●妊産婦健康診査 (P8) ●妊婦歯科健康診査 (P9)	●新生児聴覚検査 (P11) ●1か月児健康診査 (P11)		●4か月児健康診査 (P14)		●10か月児健康診査 (P14)	
予防接種 (P15～17)			●ロタウイルス (1価ワクチン: 生後6週から24週) ●ロタウイルス (5価ワクチン: 生後6週から32週) ●インフルエンザ菌b型(ヒブ) (2か月～5歳未満) ●小児肺炎球菌 (2か月～5歳未満) ●B型肝炎 (2か月～1歳未満) ●ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ【五種混合】 (2か月～7歳6か月未満)		●BCG (1歳未満)		●麻しん・ ●水痘(1歳)
訪問支援	●妊婦訪問 (P9)	●低体重児・新生児訪問 (生後1か月くらいまで) (P12) ●こにちは赤ちゃん訪問 (保健師訪問) (生後3か月くらいまで) (P12) ●産後ケア【宿泊・日帰り・訪問(乳房ケア)】 (P13) (出産から1年未満の産婦)					
交流する 知識を得る	●ママのリフレッシュ教室 (P31) (妊娠中から子育て中の母親)	●育児教室 (1か月～2か月まで) (P12) ●親子ふれあい教室 (0歳～就学前まで) (P31) ●幼児のわくわくタイム (0歳～就学前まで) (P31)					



子どもの相談先

子育てカレンダー

妊娠したら

出産したら

保健事業

予防接種

具合が悪く時

こども園

入学に向けて

小学生になったら

ひとり家庭親

障がい

虐待予防

遊び場

町マップ（全体）

町マップ（拡大図）

妊娠したら

妊娠届の提出、母子（親子）健康手帳の交付

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

妊娠が分かったら医療機関を受診し、出産予定日が分かったら11週以内に妊娠届を提出しましょう。提出後、母子（親子）健康手帳を交付します。町の子育て応援アプリ「おののび」（→P3）もご利用ください。

- ・ **方 法** 窓口で妊娠届を提出。来所前に必ずご連絡ください。
- ・ **日 時** 平日 8:30～17:15 ※年末年始、祝休日を除く

妊婦のための支援給付金

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

妊娠届を出した妊婦さんに対し妊娠1回につき5万円を支給します。

- ・ **方 法** 妊娠届出時に給付金申請を行います。申請書は子育て支援課でお渡しします。
- ・ **日 時** 平日 8:30～17:15 ※年末年始、祝休日を除く

産前産後期間の国民健康保険税の免除

問合せ 町民生活課 ☎ 72-6933

- ・ **対 象** 妊娠85日（4か月）以上の国民健康保険加入者（早産、流産、死産の場合も該当）
※令和5年11月以降に出産された方。
- ・ **申請者** 世帯主（出産予定日の6か月前から出産後まで届出可能）
- ・ **免除期間** その年度に納入する保険税の所得割額と均等割額が、出産（予定）月前月から出産（予定）月翌々月までの4か月間相当分が免除されます
※多胎妊娠は出産（予定）月3か月前から6か月相当分が免除
- ・ **必要書類** 本人確認書類、母子（親子）健康手帳（出産（予定）日が確認できるもの）

妊産婦健康診査

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

妊婦健康診査15回、産後2週間と産後1か月の産婦健康診査の検査費用の一部を町が助成します。

母子（親子）健康手帳の交付時に受診票をお渡しします。なお、多胎妊娠（2人以上の子どもを妊娠）した妊婦さんが妊婦健診を15回以上受診した場合は、追加で5回を上限に助成を行います。

妊産婦にやさしい移動支援

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

妊産婦健康診査時や分娩時の交通費、出産時入院までの前泊分に係る宿泊費の一部を助成します（宿泊費は同行者1名まで）。

- ・ **方 法** 妊娠届出時にお渡ししたチラシをご確認の上、申請書兼請求書を町に提出してください。

すこやか出産妊産婦医療費助成

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

疾病等で支払った保険診療費の自己負担分を助成します。

- ・ **対 象** 妊娠4か月となる月の1日から出産月の翌月末までに保険診療に該当する医療給付を受けた場合。
- ・ **方 法** 一旦医療機関で自己負担分を支払い、その後町に受給資格登録と請求をします。

妊婦歯科健康診査

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

妊娠期に口腔診査と保健指導に係る費用を助成します。

- ・ **方 法** 妊娠届出時にお渡しした受診票をお持ちになり、指定の医療機関で健診を受けてください。

妊娠・子育ての相談（利用者支援事業）

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

妊娠・子育てについて保健師等が相談をお受けします。

- ・ **方 法** 窓口、電話等による対応。
- ・ **日 時** 平日 8:30～17:15 ※年末年始、祝休日を除く

妊婦訪問・相談

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

保健師等が訪問、相談に応じます。

- ・ **対 象** 妊婦健康診査等の結果から、保健指導や支援を必要とする方。
- ・ **方 法** 妊婦健康診査実施医療機関等からの連絡をもとに訪問、相談を実施します。

妊婦等包括相談支援

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

妊婦やその配偶者に対して面談等により相談等（伴走型相談支援）を行います。

- ・ **対 象** 妊娠期から産後の育児期にある妊産婦とその配偶者
- ・ **方 法** 妊娠届出時、妊娠8か月時、産後にアンケートを実施し、希望者に面談を行います。

おもいやり駐車場利用制度

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

県中保健福祉事務所 ☎ 0248-75-7808

妊婦の方が駐車スペースを確保しやすくすることを目的とした制度です。

- ・ **対 象** 妊娠7か月～産後3か月の妊産婦
- ・ **方 法** 県中保健福祉事務所または子育て支援課窓口で申請できます。
- ・ **必要な物**
 - ・ 母子（親子）健康手帳
 - ・ 運転免許証等妊産婦の方の身分が証明できるもの
 - ・ 140円切手を添付し宛名を記載した返信用封筒（妊娠7か月以降に県の窓口で直接申請する場合は不要）



福島県公式ウェブサイト
（おもいやり駐車場利用制度）

不妊治療費助成事業（一般不妊治療・生殖補助医療）

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

医療保険適用の不妊治療費の自己負担分について、一部助成を行います。

- ・ **対 象** 保険診療の指定を受けた医療機関で治療を受けた方で、その両方もしくは一方が町内に住所を有し、町民税等の滞納がない方で治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方。
- ・ **助成額**
 - 一般不妊治療：一回の治療につき上限2万円までで回数制限なし
 - 生殖補助医療：一回の治療につき上限15万円まで

最初の治療開始の妻の年齢が40歳未満：6回
40歳～43歳未満：3回

出産したら

出生届

問合せ 町民生活課 ☎ 72-6933

お子さんが生まれた日を含めて14日以内に届出をしましょう。

・必要な物

- ・出生届及び医師発行の出生証明書（出生届の右半分が証明欄になっています。）
- ・母子（親子）健康手帳（なくても手続きは可能ですが、後日窓口へお持ちください。）

※町内在住で、出生届出後に児童手当や子ども医療費助成事業等の申請をされる方は、各該当ページよりあらかじめご確認の上、お手続きください。

（国保）出産育児一時金

問合せ 町民生活課 ☎ 72-6933

国民健康保険に加入している方が出産した場合に支給されます。

・対象 国保加入者

（妊娠12週以上であれば死産・流産でも支給されます。この場合医師の証明が必要です。）

・支給額 50万円

【直接支払制度】

出産一時金を出産費用に充てるため、国民健康保険から直接医療機関に支払う制度です。医療機関で合意文書に署名することで利用ができ、出産費用が支払額以内の場合、退院時の支払いが不要になります。

出産費用が支払額に満たない場合は、国民健康保険に差額を申請することができます。

児童手当

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

お子さんが生まれた日を含めて14日以内に手続きをしましょう。

・対象 高校生年代までの子どもを養育している方。

（外国人の方も対象。公務員の方は勤務先に申請）

・支給額 3歳未満 15,000円（第3子以降 30,000円）

3歳～高校生年代 10,000円（第3子以降 30,000円）

・支給月 年6回（偶数月） 各前月までの2か月分を支給



児童手当

子ども医療費助成

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

医療機関で支払った保険診療費の自己負担額を助成します。

※他の制度から助成を受けることができる場合は、その金額を差し引いて助成します。

・対象 町内在住で、健康保険に加入している子ども（0歳～18歳 到達後の最初の3月31日まで）

・助成額 通院・入院時の保険診療の一部負担金



子ども医療費助成

新生児聴覚検査

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

新生児聴覚検査費用の一部を助成します。

- ・ **方 法** 母子（親子）健康手帳の交付時に検査に必要な受検票をお渡しします。

1 か月児健康診査

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

医療機関等で実施する1か月児の健康診査に係る費用を助成します。

- ・ **方 法** 母子（親子）健康手帳の交付時に健康診査に必要な受診票をお渡しします。

未熟児養育医療給付

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

入院を要する未熟児に対し、指定医療機関において医療給付を行います。

- ・ **対 象** 指定医療機関に入院した1歳未満の乳児
（出生体重が2,000g以下または医師が入院養育を必要と認めた未熟児）
- ・ **助成額** 通院・入院時の保険診療の一部負担金

笑顔とがんばり子育て応援金

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

出生に係る子育て応援として出生児1人あたり10万円を支給します。

- ・ **方 法** 申請書は出生届出時にお渡しします。

妊婦のための支援給付金

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

出生児1人あたり5万円を支給します。

- ・ **方 法** 育児教室時に給付金の申請を行います。

育児世帯支援給付金

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

育児に係る経済的負担軽減のため、給付金（申請不要）を支給します。

- ・ **対象者** 満1歳から満6歳となる乳幼児を監護する保護者
- ・ **支給額** 対象乳幼児1人あたり2万円

小児慢性特定疾病対策事業

問合せ 県中保健福祉事務所 0248-75-7810

児童福祉法に基づく慢性疾病に罹患していることにより長期にわたり療養を必要とする子どもへの医療給付等を行います。

- ・ **対 象** 18歳未満（18歳到達後も治療が必要と認められる場合には20歳到達前の方まで。）

子どもの相談先

子育てカレンダー

妊娠したたら

出産したたら

保健・健診事業

予防接種

具合が悪い時

こども園・保育園

入学に向けて

小学生になったら

ひとり親家庭

障がい

虐待予防

遊び場

町マップ（全庁）

町マップ（拡大図）

誕生記念品プレゼント

問合せ 産業振興課 ☎ 72-6938

赤ちゃんの誕生を記念して、県内産の間伐材を使用して作られた「おめでとうっすー」または「ベンチボックス」をプレゼントします。

・方 法

町に申請書を提出してください。

・配 布

育児教室時に子育て支援課にてお渡しします。



はじめましての絵本

問合せ ふるさと文化の館 ☎ 72-2120

0歳時から親子で絵本を楽しむために「はじめましての絵本」として、絵本を贈呈しています。

・方 法 好きな本を選び町に申請してください。

・配 布 ふるさと文化の館にてお渡しします。事前にご連絡ください。



低体重児・新生児訪問

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

保健師等が訪問し、育児その他の相談に応じます。

・対 象 2,500g未満の赤ちゃんや出産した医療機関等から訪問依頼のあった赤ちゃんと母親

・方 法

・生まれた時の体重が2,500g未満の場合は低体重出生届出を窓口に提出してください。

・他市町村へ里帰りしている方で、里帰り先での訪問を希望される方は担当までご連絡ください。

こんにちは赤ちゃん訪問

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

生後1～3か月までの赤ちゃんがいる家庭を、町の保健師が訪問し、子育てに関する情報提供・不安や悩みの相談などを行います。

・対 象 生後1～3か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭

・方 法 保健師から対象者に電話をさせていただき訪問日の調整を行います。

※里帰り先で保健師の訪問を希望される場合は子育て支援課にご連絡ください。

育児教室

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

健康診査や予防接種の説明と育児の情報交換をする教室です。ベビーマッサージも実施しています。

・対 象 生後1～2か月までの赤ちゃんとその保護者

・方 法 対象者には、こんにちは赤ちゃん訪問にて直接チラシをお渡しします。

・時 間 受付時間 9:45～10:00 実施 10:00～11:30

・場 所 子育て支援課 キッズルーム

出産後の心身共に不安定になりやすい一定期間にお母さんと赤ちゃんへのケアを行う事業です。宿泊・日帰りケアではお母さんや赤ちゃんの体調等に合わせて、育児相談、授乳指導、沐浴指導、健康状態・体重・栄養等のチェックを行います。

・内 容

・宿泊ケア

産科医療機関等に宿泊してケアを受けるもの。一人当たり最大で14日まで利用可能。

・日帰りケア

産科医療機関等で日帰りでのケアを受けるもの。一人当たり最大で5日まで利用可能。

・訪問ケア

助産師が訪問し、乳房ケアを行います。一人当たり最大で2回まで利用可能。

・対 象 原則、出産から1年未満の産婦で下記のいずれかに該当する方

- ①産後の体調の回復に不安がある
- ②育児不安が強い
- ③その他産後の生活に不安がある方

・利用料 原則無料ですが、産後ケアに含まれない料金（食事代等）は自己負担となります。

・利用方法

- ①利用を希望する実施機関に予約してから、町に申請書（第1号様式）を提出してください。
- ②町が申請書を審査し、利用承認通知書を申請者に送付します。
- ③利用承認通知書が届いたら、予約した実施医療機関に連絡し、準備物等を確認し利用してください。

・実施医療機関

医療機関名	連絡先	宿泊ケア	日帰りケア	訪問ケア
三春町立三春病院	0247-73-8155		○	
星総合病院	024-983-5511	○	○	
トータルヘルス クリニック	024-934-7003	○	○	
岡崎バース クリニック	024-945-8080	○	○	
県助産師会	※QRコード参照	○	○	○
寿泉堂綜合病院	024-932-6363	○		

※里帰り出産で町内にお住まいの方も産後ケア事業の対象となります。
詳しくはお問い合わせください。



産後ケア事業

子どもの健診、保健事業

乳幼児健康診査

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

乳幼児の健康診査を行っています。子どもの成長の確認のため必ず受診しましょう。

・内 容

- ・ 4 か月児健康診査
- ・ 10 か月児健康診査
- ・ 1 歳 6 か月児健康診査
- ・ 3 歳 6 か月児健康診査
- ・ 5 歳児健康診査（相談事業）

※ 1 歳 6 か月、3 歳 6 か月、5 歳児健康診査は郵送で案内します。

- ・ **持ち物** 母子（親子）健康手帳、問診票、子どもに必要な物（ミルク・オムツ等）
- ・ **場 所** 子育て支援課 キッズルーム

育児相談

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

保健師が発育、発達、栄養、育児等の相談をお受けします。

- ・ **準備物** 母子（親子）健康手帳等
- ・ **方 法** 電話や面談で行います。子育て支援課までご連絡ください。

子どもの相談室（発達相談）※予約制

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

言葉の遅れや行動の心配等、子どもの発達についての相談に臨床心理士が対応します。
（※予約制）相談できる日時についてはお問合せください。

- ・ **場 所** 子育て支援課 会議室

すくすく発達教室 ※予約制

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

子どもの発育や発達の相談、親子遊びや保護者同士の交流の場です。参加を希望する方は、まずご相談ください。

- ・ **場 所** 子育て支援課 キッズルーム

子どものフッ素塗布

問合せ 健康福祉課 ☎ 72-6934

おし歯の予防のため歯科医院でフッ素塗布を行います。

- ・ **対 象** 2 歳～4 歳児、保育園等の集団に所属していない 4 歳以上就学前の子ども。
- ・ **方 法** 実施医療機関へ予約し、母子（親子）健康手帳と受診票をもって受診してください。
- ・ **費 用** 無料（対象の方には受診票を送付します。）

実施医療機関	住 所	電話番号
小野デンタルクリニック	皮籠石字寺脇 17-1	0247-72-6363
野口歯科医院	小野新町字中通 148-7	0247-72-2300
山田歯科医院	小野新町字東馬番 3-1	0247-72-2140

予防接種

予防接種を受けましょう！

問合せ 健康福祉課 ☎ 72-6934

子どもの予防接種には、法律で定められ無料で接種できる「定期予防接種」と、希望者が自己負担で接種する「任意予防接種」があります。予防接種のスケジュールについてはP16・17をご確認のうえ、計画的に接種しましょう。

・**対象** 接種日時点で小野町に住民登録がある方

・**持ち物** 母子（親子）健康手帳、保険証、予診票※

※定期予防接種の予診票は出生届出時に健康福祉課でお渡しします。

任意予防接種の予診票は医療機関にあるものを使用します。

・方法

・事前に医療機関へ実施日・時間等を確認し、予約をしてから受診してください。

・転入した方は母子（親子）健康手帳をお持ちの上、健康福祉課で予診票を受け取ってください。

・町内予防接種実施医療機関一覧

実施医療機関	住所	電話番号
石塚醫院	小野新町字品ノ木123	0247-72-2161
かみや内科クリニック	小野新町字門番93-1	0247-72-3212
公立小野町地方総合病院	小野新町字槻木内6-2	0247-72-3181
さいとう医院	小野新町字中通59-1	0247-72-2500
島貫整形外科	小野新町字中通156	0247-72-2722
橋本医院	谷津作字馬場70-1	0247-72-3711

・任意予防接種の一部助成

任意予防接種は原則全額自己負担ですが、インフルエンザとおたふくかぜについては接種費用の一部を助成します。

予防接種の種類	対象者	助成上限額	助成回数
子どもの インフルエンザ※	1歳から中学生 までの者	1回目 3,100円 2回目 2,000円	2回 (13歳以上の 中学生は1回)
おたふくかぜ	1歳以上～ 小学校就学前 までの者	4,000円	1回

※インフルエンザは毎年10月1日～3月31日までが助成期間です。

予防接種スケジュール

予防接種の種類		※表の①～④は、									
		2 か 月	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月	11 か 月	12 か 月	15 か 月
B型肝炎		①	②				③				
ロタウイルス	1価ワクチン	①	②								
	5価ワクチン	①	②	③							
小児肺炎球菌		①	②	③						④	
五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ）		①	②	③							
BCG（結核）					①						
麻しん・風しん										①	
水痘（水ぼうそう）										①	
おたふくかぜ		任意								①	
インフルエンザ		任意									
日本脳炎											
二種混合（ジフテリア・破傷風）											
子宮頸がん（2価、4価）											
子宮頸がん（9価） （初回接種が14歳まで）											
（初回接種が15歳以降）											
		定期接種の推奨期間				定期接種の可能な期間					

町が助成している期間

子どもの具合が悪い時

子どもの体調が悪い時や、けがをした時は誰でも不安になります。
日頃から、子どもの様子を観察し、急な病気やけがの時に慌てないようにしましょう。

かかりつけ医をもちましょう

「かかりつけ医」とは気軽に健康相談や病気の相談にのってくれる身近なお医者さんのことです。普段の子どもの様子を分かっている、その子の病気や薬のことを把握してもらうことで適切な治療を受けることができます。また、必要なときには、適切な病院やお医者さんを紹介してもらうこともできます。

医療機関を受診しましょう ※医療機関にあらかじめ電話をしてから受診してください。

【お子さんの状態をよく見る】

医療機関へ行く前に、子どもの全身状態をよく観察しましょう。ぐったりしている時、また3か月未満の赤ちゃんに熱がある時などは要注意です。できるだけ診療時間内に「かかりつけ医」に診ていただくよう早めの受診を心がけましょう。

【医師に次のことを話せるように準備しておきましょう】

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①どんな症状か、普段との違い | ③食欲や機嫌、便や尿の様子 |
| ②いつから始まったか、その変化 | ④どのような処置をしたか |



【持ち物】

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ☐ 健康保険証 | ☐ 診察券（以前に受診したことがあれば） |
| ☐ 子ども医療費受給資格証 | ☐ お薬手帳（持っていれば） |
| ☐ 母子（親子）健康手帳 | |

かかりつけ医がしまっている時は

・田村地方夜間診療所

診療日：平日の夜間
受付時間：19:00～20:30（必ず電話連絡をして受診してください。）
連絡先：0247-81-2233
所在地：田村市船引町船引字源次郎68-2（福祉の森公園地内）



・休日当番のお医者さん

「福島県医療情報ネット（ナビイ）の休日夜間対応医療機関」を検索し受診の際は、必ず事前に電話で確認してください。
診療日：日・祝日



福島県医療情報ネット
（ナビイ）

・こども救急電話相談

子どもの具合が悪くなった時に家庭でどう対処するか等を相談できます。
日時：毎日19:00～翌8:00
連絡先：（携帯）#8000（一般）024-521-3790

・福島県救急電話相談

急な怪我や病気の時に、応急手当の方法、受診や救急要請の必要性に対して助言が受けられます。
日時：毎日24時間
連絡先：（携帯）#7119（一般）024-524-3020

子どもの事故を防ぎましょう

乳幼児期から小学校にかけて、『不慮の事故』が子どもの死因原因の上位となっています。子どもの成長とともにどんな事故が起こりやすいかを知って、危険な物は絶対に手の届かない場所か鍵がかかる場所に保管しましょう。

月齢・年齢別起こりやすい事故

新生児期

窒息（就寝時・ミルクの吐き出し時）、浴室での事故

1～6か月

誤飲・窒息（たばこ・防虫剤・小さなおもちゃなど）

7～12か月

やけど（家電・大人の飲み物）・転落（ベランダや階段）

1歳～4歳

お出かけ先（熱中症、ショッピングカートからの転落など）や自動車事故

誤飲事故が起こったら・・・

※家庭で無理に吐かせると、吐いたものが気管に入ってしまうことがあります。危険です。

意識がない

けいれんを起こすなどの
重症症状がすでにある場合

**ただちに救急車を
呼びましょう!!**

意識がある

おう吐など何らかの症状が
みられる場合

**誤飲したものを持って
医療機関を受診**

意識がある

症状はないが、受診の
判断に迷った場合

**何をどのくらいの量を
誤飲してどのくらい時間
がたっているか確認し
『中毒110』に相談**

中毒110番 一般専用電話 365日・24時間対応 情報提供料：無料

大阪中毒110番 ☎072-727-2499

つくば中毒110番 ☎029-852-9999

中毒110番への5歳以下の誤飲・誤食の相談では、たばこによるケースが多くみられます。特に近年は加熱式たばこの誤食の割合が増えています。たばこや吸殻、灰皿を子どもの手の届く場所へ置いたり、ペットボトルなどの飲み物の空き容器を灰皿代わりに使ったりするのはやめましょう。

●子どもの事故防止ハンドブック

子どもに起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法のポイントをまとめたものです。お子さんの発育に合わせて定期的にチェックしてくださいね。



子どもの事故防止ハンドブック

子どもの相談先

子育てカレンダー

妊娠したら

出産したら

保健健診事業

予防接種

具合が悪い時

こども園保育

入学に向けて

小学生になったら

ひとり家庭

障がい

虐待予防

遊び場

町マップ（全県）

町マップ（拡大図）

こども園・保育園・一時預かり

おのまち認定こども園

問合せ おのまち認定こども園 ☎ 73-8321
子育て支援課 ☎ 72-2212

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

・施設の利用申込

施設の利用申込や空き状況などについては施設または子育て支援課までお問合わせください。
※年度途中の施設の利用申込については、利用希望月の前々月の15日までに申請書類を提出してください。

・教育・保育給付認定区分

認定区分	対象年齢（4月1日時点）	利用区分
1号認定	満3歳以上児	幼稚園の利用
2号認定		保育園の利用
3号認定	満3歳未満児	※就労時間などにより標準時間と短時間に区分されます

・保育の必要量（2号認定・3号認定）

保育区分	保育を利用できる時間	利用区分
保育標準時間	7時から18時まで【11時間】	月120時間以上の就労
保育短時間	8時30分から16時30分まで【8時間】	月64時間以上120時間未満の就労、求職活動、育児休業中の継続利用等

※利用時間外の施設利用については預かり保育・延長保育料が別途かかります。

あおぞら保育園（認可外保育施設）

問合せ あおぞら保育園 ☎ 72-4400

認可保育所以外の施設であり、認可保育所を補完し保育のニーズに応える施設です。

・施設の利用申込 施設の利用申込や空き状況などについては施設に直接お問合わせください。

一時預かり事業

問合せ 小野町児童館 ☎ 61-4431

保護者のみなさんの急な仕事の都合や急病、育児疲れの解消などに対応するため、お子さんを一時的にお預かりする事業です。

・対象児 1歳以上で一時的に保育が必要な幼児

※里帰り出産などで子どもと一緒に一時的に町内にお住まいの方も利用できます。

・利用時間 午前9時～午後5時

・方法 利用希望日の1週間前までに予約をお願いします。

・利用料 1歳から3歳未満 日額2,000円

3歳以上 日額1,000円

・実施施設 小野町児童館 キラッと☆おの

※4時間以内の利用は各料金の半額

実費徴収に係る補足給付を行う事業

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

満18歳以下の子どもの中で最も年長の者を第1子として、以下順に数えて第3子以降の子どもについておのまち認定こども園での副食費を免除します。

多子世帯保育料軽減事業

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

満18歳未満の子ども3人以上の多子世帯における第3子目以上（3歳未満）の保育料を軽減します。

学校入学に向けて

就学時健康診断

問合せ 教育課 ☎ 72-6780

翌年4月から町内の小学校に入学するお子さんの健康診断を9月頃に実施しています。保護者には9月上旬に健康診断の日時・場所・日程等の通知を送付します。

入学決定通知書

問合せ 教育課 ☎ 72-6780

新入学児童の保護者に対して1月に入学通知書を送付します。

入学説明会

問合せ 教育課 ☎ 72-6780

- ・ **小学校**：入学する年の1月頃に小学校で説明会を開催します。
- ・ **中学校**：入学する年の2月頃に中学校で説明会を開催します。

就学援助制度

問合せ 教育課 ☎ 72-6780

経済的な理由によって就学が困難な保護者に対して、給食費、学用品費、校外活動費等、就学に必要な費用の一部を援助しています。

特別な教育的ニーズを必要とするお子さんの相談

問合せ 教育課 ☎ 72-6780

小学校に入学するお子さんや小中学校に在籍しているお子さんの心や体のことで気になることや相談したいことがあります以下にご相談ください。

- ・ **在籍している幼児教育施設**
- ・ **在籍している小中学校** 小野小学校 ☎ 72-3069 小野中学校 ☎ 72-3355
- ・ **関係機関** 子育て支援課 ☎ 72-2212 健康福祉課 ☎ 72-6934

入学・就学にあたって心配なことはありませんか？

日頃から一生懸命、子育てをしている中で「何となく育てにくい」と思うことはありませんか？

- 例**
- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ○言葉が出ない・遅れている | ○勝手にいなくなってしまう |
| ○話しかけても反応しない | ○マイペース・頑固・一人遊びが多い |
| ○危ないことを平気でしてしまう | ○言うことを聞かず、気に入らないと泣きわめくなど |

落ち着いて、よくお子さんを観察し、なぜそのような行動をとるのかを考え、不安があったら、できるだけ早く「園の先生」「子育て支援課」「教育委員会」などに相談しましょう。

小学生になったら

放課後児童クラブ

問合せ 小野町児童館 ☎ 61-4431

- ・対象児 日中、保護者が仕事等により家にいない家庭の児童
- ・利用時間 平 日 : 下校 ~ 19時
土曜日 : 7時30分 ~ 18時
長期休暇: 7時30分 ~ 19時
※日・祝日、8月13日 ~ 16日、12月29日 ~ 1月4日は実施していません。
- ・利用料 基本料金 月額2,000円 長期休暇(夏休み)時利用料 月1,000円(加算)
傷害・保険料 年額1,620円 賠償保険料 200円(町負担)
※長期休暇等は、お弁当と100円程度のおやつを持たせてください。
- ・実施場所 小野町児童館 キラッと☆おの

あおぞら保育園(学童部)

問合せ あおぞら保育園 ☎ 72-4400

利用をご希望の場合は、直接施設へお問い合わせください。

放課後子ども教室

問合せ 公民館 ☎ 72-2125

子どもたちの放課後における安全・安心な居場所づくりのための事業です。多目的研修集会施設や勤労青少年ホーム等などで実施しています。

- ・対象 小野小学校に通う児童
- ・活動日時 平日の開校日の下校時間(午後)から16時30分まで
- ・利用料 スポーツ安全保険料として800円(年額)

障がい児通所サービス等

問合せ 健康福祉課 ☎ 72-6934

支援が必要な子どものための、放課後や長期休暇の夏休み等に利用できるサービスです。

- ・日中一時支援事業 放課後や長期休暇中にお子さんを一時的に預かります。育児疲れの解消や家庭の都合による一時的な預かりも利用できます。
- ・放課後デイサービス 放課後や長期休暇時に生活能力の向上のための支援や交流支援の事業を行います。

小・中学校入学祝金

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

小学校および中学校への入学を祝い、児童生徒の健全な育成と、保護者の経済的負担の軽減を図るため、入学祝金を支給します。

- ・対象 次年度4月に小中学校等に入学予定の児童・生徒
- ・支給額 3万円(入学前に支給)

同一世帯の義務教育を受けている第2子以降の児童生徒の学校給食費を全額助成します。

・対象 次のいずれにも該当する世帯の保護者

- ①児童生徒と町内に住所を有し、生計を同じくする保護者
 - ②多子世帯の児童生徒の保護者※
 - ③15歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの間にある兄または姉を有する、学校教育法に規定する小学校、中学校または特別支援学校の小学部および中学部に在籍する児童生徒の保護者
 - ④小野町就学援助費等の支援を受けていない保護者
- ※多子世帯とは15歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの間にある者が2人以上いる世帯を指します。

例

- ・兄弟姉妹が2人いて、第1子が小学生、第2子も小学生の場合 ➡ 第2子の小学生が該当
- ・兄弟姉妹が2人いて、第1子が中学生、第2子が小学生の場合 ➡ 第2子の小学生が該当
- ・兄弟姉妹が3人以上いて、第1子が中学生、第2子、第3子が小学生、第4子が未就学児の場合 ➡ 第2、3子の小学生が該当
- ・兄弟姉妹が2人いて、第1子が高校生、第2子が中学生または小学生の場合 ➡ 該当者なし
- ・兄弟姉妹が2人いて、第1子が中学生または小学生、第2子が未就学児の場合 ➡ 該当者なし

- ・助成額 助成対象児童生徒に係る年間の学校給食費に相当する額
- ・児童生徒が町内の小中学校に在籍する場合 ➡ 直接町から給食センターに納入
 - ・児童生徒が町外の小中学校に在籍する場合 ➡ 指定された口座に振込

ひとり親家庭のために

児童扶養手当

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

父親や母親がいない家族や父親または母親に一定以上の障がいがある場合、父親または父母に代わって児童を養育している方（外国人の方も可）に支給します。※所得制限があります。

- ・対象 18歳到達後の3月31日までの子ども、または20歳未満の一定以上の障がいのある児童を養育するひとり親家庭等の父、母または養育者。

ひとり親家庭医療費助成事業

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

ひとり親家庭の親と子どもおよび父母のいない子どものための医療費の助成制度です。
※他の制度から助成を受けることができる場合は、本事業からは受給できません。所得制限限度額があります。

- ・対象
 - ・18歳未満の子どもを養育するひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）の親とその子ども
 - ・18歳未満の父母のいない子ども
 - ・18歳未満の子どもの父または母が一定以上の障がいを有する場合、その配偶者と子ども
- ※18歳未満の子どもとは、18歳に到達した日の属する月までが対象です。
※就学している子どもについては、18歳に到達後最初の3月31日までが対象です。

- ・助成額 通院・入院時の保険診療の一部負担金
（1か月ごとに医療費自己負担額を合算して1,000円を超えた額）

JR通勤定期乗車券の割引制度

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

児童扶養手当を受給している世帯の方がJRで通勤している場合は、通勤定期乗車券が3割引で購入できる制度です。（学割等の割引とは併用できません。）

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

県中保健福祉事務所 田村福祉相談コーナー
☎ 0247-62-2654

経済的自立や扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金を借りることができる制度です。（お子さんの進学、親本人の技能習得など）

- ・対象 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦、父母のいない20歳未満の児童、離婚等で配偶者のいない40歳以上の女性（婚姻をしたことのない方は含まれません。）

高等職業訓練促進給付金等事業

問合せ 福島県こども未来局児童家庭課
☎ 024-521-7176

ひとり親家庭の自立・就業支援を目的として資格取得の養成機関で修業する場合、一定期間の生活の安定を図るための費用を支給します。入学準備金と就職準備金の貸付を行う制度です。

※事前の相談が必要です。

※所得制限があります。

- ・対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、調理師、製菓衛生師、美容師、社会福祉士、管理栄養士など

自立支援教育訓練給付金事業

問合せ 福島県子ども未来局児童家庭課

☎ 024-521-7176

雇用保険法の規定による教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができないひとり親家庭の父母が、就職に有利になるよう、介護職員初任者研修や医療事務など厚生労働大臣の指定する「指定教育訓練講座」（詳細は、ハローワークのウェブサイトをご確認ください。）を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成する制度です。

※事前の相談が必要です。

ひとり親家庭就労相談

問合せ 県中保健福祉事務所 ☎ 0248-75-7809

お仕事をお探しの方、転職を考えている方、仕事上で悩みのある方など、就労に関する相談についてお受けします。

子どもの相談先

カレンダー
子育て

妊娠したら

出産したら

保健・健診
事業

予防接種

用具
貸付

子ども
保育園

入学に
向けて

小学生に
なったら

ひとり
家庭

障がい

虐待
予防

遊び
場

町
（全）
マップ

町
（大）
マップ

障がいのある子どものために

手帳の交付

問合せ 健康福祉課 ☎ 72-6934

身体障害者手帳

身体に障がいがありその状態が身体障害者福祉法に定められている障がいに該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって各種福祉サービスを受けることができます。

- ・対 象 視覚や聴覚、音声・言語機能、肢体不自由。心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、肝臓機能等に永続すると認められる障がいのある方

療育手帳

知的障がいがありその状態が一定の基準に該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって各種福祉サービスを受けることができます。

- ・対 象 児童相談所または障がい者更生相談サービスにおいて知的障がいと判定された方

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患のある方で精神障がいのため、長期にわたって日常生活または社会生活への制約があると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって各種福祉サービスを受けることができます。

- ・対 象 精神障がいのために長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた方

手当や医療費

問合せ 健康福祉課 ☎ 72-6934

障がい児福祉手当

身体または精神に重度の障がいを有する児童（未成年者）に対して手当を支給します。（支給制限があります。）

- ・対 象 20歳未満で身体障害者手帳の1級および2級の一部の方、療育手帳Aの一部、またはこれらと同程度の疾病、精神障がい者の方

特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で育てている父母または養育者に手当を支給します。（所得制限限度額があります。）

重度心身障害者医療費助成

心身に障がいのある方に医療費の自己負担額分を助成します。※他の制度から助成を受けることができる場合は、本事業から受給できません。

- ・対 象 ①身体障害者手帳1、2級の方、および内部障がいの3級をお持ちの方
②身体障害者手帳のほかに養育手帳か精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
③①か②に該当して、本人または扶養義務者の収入が決められている額を超えない場合
- ・助成額 通院・入院時の保険診療の一部負担金

育成医療給付

身体に障がいのある児童に対し、早い時期に治療し、将来生活していくために必要な能力を持たせるための医療を給付する制度で、指定医療機関で受けた治療について、その医療費の一部を公費で負担します。（所得制限があります。）

- ・ **対 象** 18歳未満で次のいずれかの障がいに該当し、確実な治療効果が期待できる児童。
肢体不自由、視覚障害、聴覚または平衡機能の障がい、音声・言語機能または咀嚼機能の障がい、心臓、肝臓、小腸、肝臓その他の内臓障がい、免疫機能障がい

自立支援医療費支給制度（精神通院医療）

精神に障がいのある方が通院して治療を受けるとき、その医療費の一部を公費で負担します。

- ・ **負担割合** 利用者負担は原則1割ですが、「世帯」の所得等により月額負担上限額が設けられます。また、一定以上の所得がある場合は給付の対象外となることがあります。

特別障害者手当

身体または精神等に著しい障がいを有する方に対して手当を支給します。（支給制限があります。）

- ・ **対 象** 20歳以上の方で、おおむね身体障害者手帳1、2級程度および療育手帳A最重度程度、精神障害者保健福祉手帳1級程度の障がい重複している方、もしくはそれと同等の疾病等を有する方。

生活の支援

問合せ 健康福祉課 ☎ 72-6934

障がい福祉サービス

利用者がサービスを選択し、契約により障がいサービスを利用することができます。

- ・ **対 象** 身体、知的または精神に障がいのある方、または難病疾患等（対象疾病の方）
- ・ **費 用** 利用者負担は原則1割ですが、「世帯」の所得等により月額負担上限額が設けられます。
- ・ **主な障がい福祉サービス** ・居宅介護（ホームヘルパーの派遣） ・短期入所（ショートステイ）
・就労継続支援（作業）など

日常生活用具の給付

ストマなどの日常生活用具を給付しています。

- ・ **対 象** 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、または難病疾患等（対象疾病の方）
- ・ **費 用** 利用者負担は原則1割ですが、「世帯」の所得等により月額負担上限額が設けられます。

補装具の交付・修理

義足、車椅子、補聴器等により身体上の不自由を補う必要がある時に、その交付や修理にかかる費用の一部を補助しています。

- ・ **対 象** 身体障害者手帳をお持ちの方、または難病患者等（対象疾病）の方
- ・ **費 用** 利用者負担は原則1割ですが、「世帯」の所得等により月額負担上限額が設けられます。

日中一時支援事業

障がい者等に日中活動の場を提供し、見守りおよび障がい者等の家族の就労支援および障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に預かりを行います。

- ・ **対 象** 身体、知的、または精神に障がいのある方
- ・ **費 用** 利用者負担は原則1割ですが、「世帯」の所得等により月額負担上限額が設けられます。

軽度・中程度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児の保護者に対し補聴器の購入・更新に要する費用の一部を助成します。

子どもへの虐待を未然に防ぎましょう

虐待を受けた子どもは、生命や身体の危険だけでなく、精神的な障がいを残す危険があります。これらの危険から子どもを守り、安全を確保するため、周囲の人は、虐待を受けていると思われる場合や不自然さを感じたときは、関係機関に通告、相談することが大切です。間違っていたらどうしようと迷うことは多いですが、その子どもにとって今何が必要かを考えてみましょう。

身体的虐待

- ・ 殴る
- ・ 蹴る
- ・ おぼれさせる
- ・ やけどをさせる
- ・ 骨折させる
- ・ 異物を飲ませる
- ・ 戸外に締め出すなど



ネグレクト

- ・ 家に閉じ込める
- ・ 病気やけがをしても病院に連れて行かない
- ・ 適切な食事を与えない
- ・ ひどく不潔なままにする
- ・ 自動車内や家に置き去りにするなど



心理的虐待

- ・ 言葉によるおどし
- ・ 脅迫
- ・ 無視
- ・ きょうだい間の差別的扱い
- ・ 児童の目の前で行為される家庭内暴力など（面前DV）



性的虐待

- ・ 子どもへの性交
- ・ 性的行為の強要
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノグラフィーの被写体に子どもを強要するなど



※しつけに際して、体罰を加えることは法律で禁止されています。

虐待が子どもに与える影響

身体的影響	・ 外傷 ・ 栄養障がい ・ 体重増加不良、低身長など	An illustration showing a child in a dark, distressed state, with a thought bubble above their head showing a woman hitting them. The child looks sad and is being forced into a situation.
知的発達面への影響	・ 安心できない環境での生活などにより、知的発達が十分得られない可能性など	
心理的影響	・ 他人を信頼して愛着関係を形成することが困難 ・ 自己肯定感が持てない ・ 受けた心の傷が適切な治療を受けないまま放置されると思春期になってから問題行動が出るなど	

児童虐待のサイン

衣服やからだがい
つも汚れている

いつも泣き叫ぶ
声がする

子育てに
拒否的・無関心

不自然な傷や
打撲のあと



子どものけがの
説明が不自然

夜遅くまで一人で
家の外にいる

いつも怒鳴り声がする

もしや虐待では…という疑問を持ったときはためらわずに連絡を!!

児童虐待は家庭という密室で起こることが多いため、実際の虐待の現場を見て発見されることはまれです。しかし、虐待を受けている子どもは何らかのSOSのサインを出していることが多くあります。こうした兆候に気づいたら、児童相談所や小野町役場子育て支援課に通告・相談しましょう。通告は子どもを守り、ひいては虐待する保護者を救うことになります。子どもの身体・生命に対する危険性や緊急性が高いと思われる場合には、警察に連絡してください。

※児童虐待には、保護者以外の同居人の行う行為も含まれます。

※児童虐待の通告・相談は匿名で行うこともでき、通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。



連絡するときは何を伝えたらいいの？

対応する職員から質問もありますが、以下の内容について分かる範囲でお答えください。

- ◆ 子ども・保護者の名前、年齢
- ◆ 気になったきっかけやその具体的な内容など



町	子育て支援課	☎ 72-2212	(平日 8:30 ~ 17:15)
児童相談所	全国共通ダイヤル	☎ 189	(年中無休・24時間対応)
	県中児童相談所	☎ 024-935-0611	(平日 8:30 ~ 17:15)
警察	田村警察署小野分庁舎	☎ 72-2121	

遊び場、教室案内

小野町児童館 キラッと☆おの

問合せ 小野町児童館 ☎ 61-4431

児童館としての事業のほか、放課後児童クラブや一時預かり事業、親子の教室などの各種事業を一体的に行います。

- ・開館時間 ・月曜日～土曜日 9:00～18:00
- ・休館日 ・日曜日、祝日、1月1日～1月4日、
8月13日～8月16日、12月29日～12月31日
※放課後児童クラブや一時預かり事業等により
受入れ時間は異なります



ママのリフレッシュ教室

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

妊娠・出産に伴う骨盤のゆがみや腰痛等の症状を和らげる効果がある体操教室やハンドメイド工作を行っています。

- ・対象 妊娠期から産後、子育て中のお母さん
※妊娠中の方ができない運動も一部ありますので受付時に必ず申し出てください。
- ・方法 子育て支援課に予約
- ・時間 受付時間 10:15～10:30 実施 10:30～12:00
- ・場所 小野町児童館 キラッと☆おの



親子ふれあい教室

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

就学前のお子さんとその家族の遊びの教室です。

- ・対象 就学前のお子さんとその保護者
- ・方法 子育て支援課に予約
- ・時間 受付時間 9:45～10:00 実施 10:00～12:00
- ・場所 小野町児童館 キラッと☆おの



幼児のわくわくタイム

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

親子の運動遊びや交流のための教室です。

- ・対象 就学前のお子さんとその保護者
- ・方法 子育て支援課に予約
- ・時間 受付時間 9:45～10:00 実施 10:00～12:00
- ・場所 小野町児童館 キラッと☆おの



ふるさと文化の館

問合せ ふるさと文化の館 ☎ 72-2120

図書館・美術館・郷土史料館・丘灯至夫記念館の複合施設です。

開館時間などが変更となる場合もあるため、事前に連絡してから来館ください。

- ・開館時間 ・図書館 9:30～18:30
・美術館・郷土資料館 9:30～17:30
・こどもの笑顔ひろば 9:30～17:00
- ・休館日 ・毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日が休館日になります。）
・その他図書館整理日 ・12月28日～1月4日



町民体育館

問合せ 町民体育館 ☎ 72-2518

幼児体育室

- ・開放日 年間を通して利用可（休館日12月28日～1月4日）
- ・時間 8:30～17:00
- ・利用方法 来館時に利用申請書を記入
（事前予約は受け付けておりません）



野球場（外野芝生部分を開放しています）

- ・開放日 4月上旬から11月第3週の日曜日まで（冬季はクローズしています）
- ・開放時間 8:30～17:00 ※利用を希望する場合は事前にご連絡ください。

B & G 海洋センタープール・幼児プール（期間限定）

- ・開放日 6月上旬から9月下旬
- ・利用時間 ・昼間 9:00～12:00／13:00～17:00 ・夜間 17:30～20:00
※夜間の高校生以下の利用については、大人の同伴が必要になります。
- ・休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日が休館になります。）

多目的運動施設

スポーツの他、遊びやレクリエーションに利用できます。

スマイル公園

- ・開放時間 ・4月～9月 8:30～19:00
・10月～3月 8:30～17:00
- ・休園日 12月28日～1月4日



公園

問合せ 子育て支援課 ☎ 72-2212

万景公園（塩釜神社入口） ・場所 小野新町字万景上48

中央児童公園 ・場所 小野新町字中通150-2

荒町河川公園 ・場所 小野新町字宿ノ後4-1

緑とのふれあいの森公園 問合せ 管理事務所 ☎ 72-3597 産業振興課 ☎ 72-6938

自然体験活動や工作活動、キャンプ場も併設しており、自然の中で楽しく活動できる場となっています。

- ・場所 小戸神字宮ノ前397-2

小野町公式ウェブサイト
（緑とのふれあいの森公園）



おひさまカフェ（おのまち認定こども園内） 問合せ おのまち認定こども園 ☎ 73-8321

- ・実施日 月曜日・水曜日・金曜日（祝日を除く）
- ・時間 10:00～15:00
- ・内容

・おひさまカフェ（親子で遊ぼう）

こども園の保護者や地域の子育て家庭の親子が気軽に集まることができる交流の場で、こども園に入園していないお子さんも園内の遊具などで遊ぶことができます。

・子育て相談（ママさん110番）

保護者が抱える子育ての不安や悩みに関する相談を行います。

・地域の子育て情報提供

子育て中の方へ地域情報や育児・子育てに関する情報を提供します。

- ・利用料 無料







小野町は全力で子育てを応援しています！

令和5年4月17日に3市町（田村市・三春町・小野町）は子育て世代が子どもを産み育てたくなる社会を実現するための運動である『ベビーファースト運動』合同宣言を行いました。



わたしたちの活動宣言

赤ちゃんとお母さんお父さんのために、私ができること。

赤ちゃんに笑顔を、パパ・ママに希望と
安らぎを。わくわく子育て、応援します。

～子育て世代が住みたいと思う 田村圏に～

令和7年3月

発行・編集

小野町役場

子育て支援課

〒963-3401

小野町大字小野新町字中通2